

就労環境・福利厚生充実貸付のご案内

雇用する労働者のための事業所内保育施設や社員寮などの事業所内の福利厚生・就労環境の改善に向けた設備投資を支援します

1 融資対象者

次の(1)又は(2)に該当する中小企業者で、かつ次の(3)又は(4)のいずれかに該当する方

- (1) 県内で事業を営む方
- (2) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方
- (3) 雇用する労働者のため、事業所内保育施設の設置、増改築を行う方
- (4) 雇用する労働者のため、次に例示する施設の設置又は設備等の整備を行う方
 - ア 社員寮・社宅等の施設（社員寮・寄宿舍・社宅等）
 - イ 給食施設（食堂・炊事場等）
 - ウ 休憩室・保健衛生施設（休養室、浴室、洗面所、更衣室、仮眠室、保健衛生室等）
 - エ 社員の育児のための利便施設（児童図書館等）
 - オ 通勤施設（通勤用バス・通勤者用車庫等）
 - カ 教養文化施設（図書室・集会室等）
 - キ レクリエーション施設（保養所等）
 - ク 体育・健康増進施設（体育館・トレーニング室・テニスコート・その他運動施設）

2 融資条件

| | |
|--------|---|
| 融資限度額 | 3億円 |
| 融資利率 | 年0.45%（固定利率） |
| 融資期間 | 10年以内（うち据置2年以内） |
| 資金用途 | 設備資金及び設備投資に伴う運転資金（運転資金は設備資金の金額未満） |
| 担保・保証人 | 保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要） |
| 信用保証 | 必要に応じて保証を付ける （ただし、企業の保証限度額は、1企業2億8,000万円） 保証料軽減措置（基準料率から2割軽減）を受けることができます。 |

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。